

## 令和8年4月から こども誰でも通園制度が開始されます！



「こども誰でも通園制度」は、お子さんの健やかな成長を応援するための制度です。保護者の就労要件等に関わらず、月10時間まで保育施設等が利用できます。

### 対象児童

生後6ヵ月～満3歳未満の、教育・保育認定を受けていないすべての児童。

### 利用時間

月10時間を上限に1回あたり最低1時間から利用可能  
※直前のキャンセル・遅刻等で減少する場合があります。

### 利用料金

標準利用料1時間300円。  
※市町村民税課税額等の要件で減免あり（裏面参照）  
※施設によって給食等の提供あり。（別途実費）  
※直前のキャンセルや遅刻等によりキャンセル料が発生する場合あり。

# 受付

R 8年

# 3月1日（日）開始

### 利用手順

- ① 別紙つうえんポータル（こども誰でも通園制度総合支援システム）利用案内、または町HP事業詳細ページの申請リンクから利用認定申請を町へ送信する。※町担当課窓口で書面の申請も可能です。
- ② 町が要件等を審査し、支給認定とシステム利用のためのアカウントを発行・通知を送信します。
- ③ 発行されたアカウントでシステムにログインし、利用を希望する施設へ初回利用前の面談の申し込みをする。
- ④ 面談終了後、利用予約を行うことで利用ができます。

### ・実施施設一覧

※施設によって実施内容が異なります。事業内容等の詳細は各施設へのお問い合わせ、またはシステムよりご確認ください。



施設名	実施方法	住所	連絡先
あおぞら保育園	余裕活用形	中之上2788番地1	0997-26-0135
中央認定こども園	余裕活用型	中之上2242番地	0997-26-0937

※実施方法  
 ・一般型：保育所等の定員とは別に定員を設定、在園児と別室又は合同で受け入れ。  
 ・余裕活用型：保育所等の空き定員の範囲内で定員を設定、在園児と合同で受け入れ。

## 利用料の減免について

減免区分	提出書類	減免金額 (1時間あたり)
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し	300円
市町村民税 非課税世帯	世帯全員の「市町村民税課税証明書」や 「市町村民税納税通知書」の写し	240円
市町村民税所得割額 合計が77,100円以下 の世帯	世帯全員の「市町村民税課税証明書」や 「市町村民税納税通知書」の写し	210円

※R7年1月1日時点で南種子町に住民票がある場合は公簿等により書類が省略可能な場合があります。

詳しくは役場福祉事務所窓口にてご相談ください。

※減免事由に更新や変更があった場合は早急にお申し出ください。

## 一時預かり保育との違い



こども誰でも通園制度と一時預かり事業は、どちらも子育て支援を目的としていますが、制度の目的、対象、実施主体、利用方法などに違いがあります。

	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な成育環境の整備。</li> <li>・全ての子育て家庭に対する多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援。</li> </ul> →すべての <u>こどもの育ち</u> を応援。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での保育が困難となる場合の一時的な預かり。</li> <li>・保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援。</li> </ul> → <u>保護者が安心して子育て</u> ができる環境の整備。
対象となる子ども	保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の全ての子ども。 ※就労要件等を問わない。	家庭の突発的な事情や社会参加等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児又は幼児。
利用時間	1か月あたり10時間を上限。	利用をご希望される場合は事前にお問い合わせください。
利用料金	1時間当たり300円が標準。	

### 【お問い合わせ】

南種子町福祉事務所 ☎0997-26-1111 (内線182)